

特定技能外国人共同受入事業

在留資格「特定技能」とは

・2018年12月の臨時国会において、在留資格「特定技能」の新設を柱とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省法設置の一部を改正する法律」が可決・成立し、2019年4月1日より人手不足が深刻な産業分野において「特定技能」での新たな外国人材の受け入れが可能になりました。

・この在留資格「特定活動」に係る制度とは、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくものです。

・外国人が日本に在留するためには、在留目的等を管轄の地方入国在留管理庁に申請し、在留資格を認定される必要があります。在留資格「特定技能」は以下の2種類があります。

- ★特定技能1号・・・特定産業分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- ★特定技能2号・・・特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

受入れ要件：特定技能所属機関の要件（雇用契約の内容）

- ①分野省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること。
- ②所定労働時間が同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること。
- ③報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上でさること。
- ④外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていること。
 特定技能所属機関は、特定技能外国人から一時帰国の申し出があった場合は、事業の適正な運営を妨げる場合等業務上やむを得ない事情がある場合を除き、何らかの有給休暇を取得できるよう配慮を求めている。特定技能外国人から一時帰国の申し出があった場合は、必要な有給休暇又は無給休暇を取得させることを特定技能雇用契約で定めることとしている。
- ⑤労働者派遣の対象とする場合は、派遣先や派遣期間が定められていること。
 派遣会社での雇用が認められるのは、特定産業分野（農業・漁業）のみとし、派遣会社に関しても地方公共団体等の関係機関であることなどの要件が課されている。
- ⑥外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしている。
 特定技能外国人が雇用契約終了後に帰国する際の帰国費用については本人負担が原則だが、当該外国人がその帰国費用を負担できない場合は、特定技能所属機関が帰国旅費を負担すること。
- ⑦特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、労働安全衛生法に定める雇入れ時の健康診断や雇用期間中の定期健康診断を適切に受診させること
- ⑧外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしていないこと。

受入れ要件：特定技能所属機関の要件（支援内容）

④支援計画にア～オを記載すること。

ア 支援内容

- ・事前ガイダンス：本邦入国前に、本邦で留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること
 - ・出入国する際の送迎：出入国しようとする飛行場において外国人の送迎をすること
 - ・住居確保・生活に必要な契約支援：賃貸借契約の保証人となることその他の適切な住居の確保に係る支援、預貯金口座開設及び携帯電話等の利用その他の生活に必要な契約に関する支援。
 - ・生活オリエンテーション：本邦入国後に本邦での生活一般に関する事項等についての情報提供及び教育を実施すること
 - ・公的手続等への同行：外国人が各種届出等の手続きを履行するにあたり、同行すること
 - ・日本語学習の機会の提供：生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること
 - ・相談・苦情への対応：外国人からの相談及び苦情対応、助言、指導を実施すること
 - ・日本人との交流促進：外国人と日本人との交流促進に係る支援をすること
 - ・転職支援：外国人の責めに帰すべき事由によらず雇用契約を解除する場合において、新たな就職先で活動が行えるよう支援すること
 - ・定期的面談・行政への通報：支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にあるものと定期的な面談を実施し、労働関係法令等を知った時は、その旨を関係行政機関に通報すること
- イ 登録支援機関に支援を全部委託する場合は、委託契約の内容等
- ウ 登録支援機関以外に委託する場合は、委託先や委託契約の内容等
- エ 支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職名
- オ 分野に特有の事項

②支援計画は、日本語及び外国人が十分理解できる言語で作成し、外国人にその写しを手交しなければならない

③支援内容が外国人の適正な在留に示すものであり、且つ、受入れ機関において適切に実施可能なものであること

④本邦入国前の情報の提供の実施は対面又はテレビ電話装置等により実施されていること

⑤情報提供の実施、相談、苦情対応等の支援が、外国人が十分理解できる言語で実施されていること

⑥支援の一部を他社に委託する場合には、委託範囲が明示されていること

⑦分野特有の基準に適合する

受入れ要件：特定技能所属機関の要件（支援体制）

支援計画に基づく支援を確実に実施できる体制を求められる

①以下のいずれかに該当すること

ア 過去2年間に中長期在留者（就労資格のみ。以下同じ）の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、且つ、役職員の中から支援責任者及び

支援担当者（事業所ごとに1名以上。以下同じ）を選任していること（支援責任者と支援担当者は兼任可。以下同じ）

イ 役職員は過去2年間に中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有する者の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること

ウ ア又はイと同程度に支援業務を適正に実施することができる者で、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること

②外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること

③支援状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えておくこと

④支援責任者及び支援担当者が、支援計画の中立な実施を行うことができ、且つ、欠格事由に該当しないこと

⑤5年以内に支援計画に基づく支援を怠ったことがないこと

⑥支援責任者と支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること

⑦分野に特有の基準に適合すること

上記支援体制に係る基準を、登録支援機関に全て委託する場合は条件を満たすものとする

特定技能所属機関に関する届け出

定期の届出

- ▶ ※届出の提出先は受入れ機関の住所を管轄する地方出入国管理局
- ▶ ※以下①～③を同時に提出する
- ①特定技能外国人の受入れ状況に関する届け出（参考様式3-6号）
 - ・ 特定技能外国人の受入れ総数、氏名等の情報、活動日数、場所、業務内容等
 - ・ 四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に提出
- ②支援計画の実施状況に関する届出（参考様式3-7号）
 - ※ 支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合は提出不要
 - ・ 相談内容及び対応結果等
 - ・ 四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内
- ③特定技能外国人の活動状況に関する届出書（参考様式3-8号）
 - ・ 報酬の支払状況、離職者数、行方不明者数、受入れに要した費用等
 - ・ 四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内

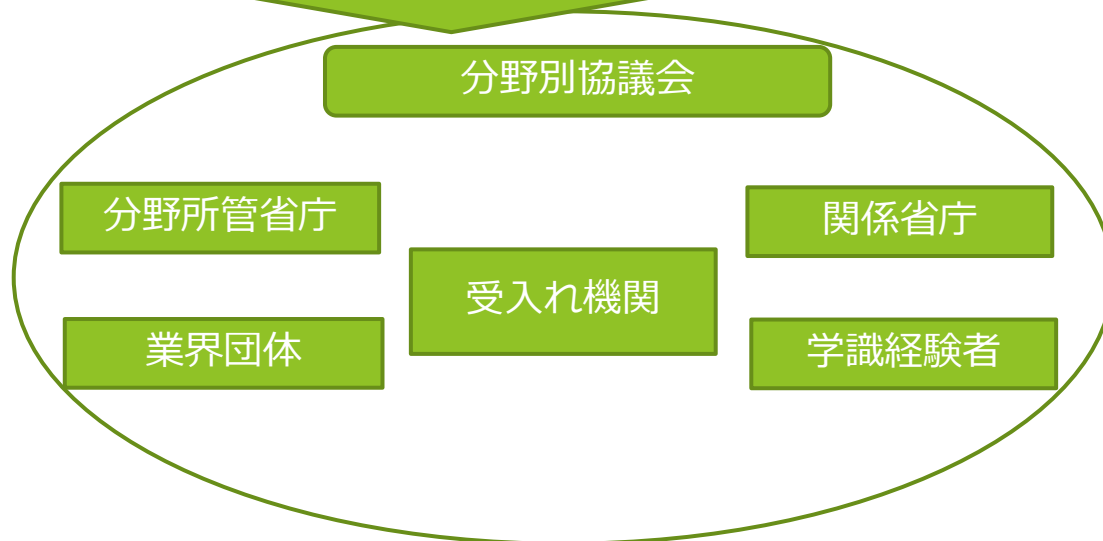
随時の届け出

- ▶ ※届出の提出先は受入れ機関の住所を管轄する地方入国管理局
- ①特定技能雇用契約に関する届出（参考様式3-1号）
 - ・ 契約の変更・終了・新たな契約を締結した時
 - ・ 14日以内に提出
- ②支援計画に関する届出（参考様式3-2号）
 - ・ 支援計画の変更をしたとき
 - ・ 14日以内に提出
- ③登録支援機関との支援委託契約に関する届出（参考様式3-3号）
 - ・ 委託契約を締結、変更、終了したとき
 - ・ 14日以内に提出
- ④特定技能外国人の受入れ困難時の届出（参考様式3-4号）
 - ・ 受入れが困難となったとき
 - ・ 当該事由が生じた14日以内に提出
- ⑤出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知った時の届出（参考様式3-5）
 - ・ 不正行為を認知して14日以内に提出

分野別協議会

▶ 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置しています

- ・ 受入れ機関は受入れをする分野の協議会への入会が必須となる。
- ・ 受入れ時の在留資格認定証明書交付申請等に際して、協議会に加入済であることの証明書又は誓約書を添付し「協議会に加入済」を証明又は「特定技能受入れの4か月以内に協議会に加入」を誓約する



協議会の役割

- ・ 制度の趣旨や良好事例の周知
- ・ 法令順守の啓発
- ・ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- ・ 人材不足の状況把握・分析
- ・ 大都市圏への集中回避に係る対策検討・調整等